７　日弁連と立法提言

（１）立法提言の役割

日弁連が果たすべき役割の一つとして、「法の支配」を実現、充実させるため、いわゆる「立法提言」活動が挙げられる。すなわち、各弁護士等において業務を通じて把握した立法事実に基づいて日弁連、各弁護士会が立法提案を行い、また、日弁連において、社会情勢等をふまえて必要であると判断した立法課題を立法に反映するため立法提言を行う等の活動、更にはこれを実現するための活動を行う役割を担うことが求められている。

このような立法提言を行うためには、まず、立法化を必要とする立法事実や立法課題が存在するかについて、的確に把握、判断することが必要であるとともに、立法化を提言し、実現するためには、自らも立法技術に関する調査能力・立案力を有することが必要である。日弁連は、かかる役割を果たすために、従前から必要に応じ、日弁連理事会内に各種対策本部を設置し、日弁連全体としての運動を展開してきた。また、「日本弁護士政治連盟」（以下、「弁政連」という。）を別途組織し、政党及び国会議員、地方議会議員等への恒常的な働きかけを継続している。

（２）日弁連の活動

　①　立法対策センター及び司法調査室

　　（ア）組織の設置

日弁連は、2008（平成20）年6月19日、立法化を必要とする立法事実や立法課題を的確に判断・判断するための組織として「立法対策センター」を設置した。また、それとともに、日弁連における立法技術に関する調査能力・立案力を高めるために「立法対策室」を設置した。

（イ）組織の概要

「立法対策センター」は、日弁連執行部直属の組織であり、委員の委嘱は全て会長指名によって行われ、更には委員長も会長指名とされている。立法課題の実現という目的に相応するものとして、その構成は、日弁連副会長経験者をはじめ、日弁連委員会委員長・事務局経験者、事務総長・事務次長経験者、嘱託経験者が大半を占めている。

（ウ）活動概要

　　「立法対策センター」は、立法提言の実現に資する手段の一つとして政党や国会議員への働きかけや要請活動を行うべく、日弁連が立法提言を行う際の各政党の恒常的な窓口設置を求め、意見交換会や勉強会、懇談会等を実施してきている。かかる活動については、政治情勢に変化が生じたにも柔軟かつ適切に対応しうるよう、中長期的視点に依拠して取り組みを行っていくことが必要であろう。

また、同センターでは、2013（平成25）年から、立法提言の実現に向けた活動として、「空襲被害者等援護法」の制定を求め、全国空襲被害者連絡協議会との情報交換や勉強会等を行い、2015（平成27）年11月10日付で「空襲被害者等援護法の制定を求める人権救済申立事件（要望）」を内閣総理大臣等に提出し、その実現へ向けて継続的な活動をしている。

　　「立法対策室」は、国会審議資料の情報公開、国会事務局が作成した議員用の資料の収集、国会提出法案中の弁護士の権利義務にかかわるものの有無のチェック、各委員会等の依頼により、主として法制上の観点からの検討を行ってきたが、2016（平成28）年1月に実施された各室の再編により新たに設置された「司法調査室」へ統合され、現在は同室において引き続き上記各作業が行われている。

（エ）今後の課題

　　「立法対策センター」の活動としては、現在直面する課題のみならず、中長期的観点からの立法事実及び立法課題の把握し、その対応の企画立案を行い、より積極的に日弁連執行部に提案することが期待されているものと認識している。そのためには、各弁護士ないし各弁護士会が抱える立法課題を含む日弁連として立法提言を行うべき課題をより効率的かつ広範囲に集約できる組織を構築すべく、全国の弁護士及び弁護士会、または各種委員会等との連携、協力体制を検討していく必要があると思料される。

　　「司法調査室」については、日弁連が行う立法提言が広範囲かつ多岐にわたることをふまえ、立法活動についてのノウハウや立法技術の蓄積を継続して行うとともに、立法技術に関する調査能力・立案力を高めるため組織についても適宜検討していくべきであると思料する。

②　弁政連との連携

（ア）組織の成立

弁政連は、1959（昭和34）年、日弁連及び弁護士会かかえる諸課題を実現するための政治活動を展開することを目的として、日弁連とは別の独立した組織として設立された。

（イ）活動概要

弁政連は、「『法のにない手』である弁護士と『法のつくり手』である国会との『架け橋』」となるべく、日弁連と緊密な連絡をとりながら、日弁連の政策を立法等によって政治的に実現するための活動を行っている。近年では、日弁連執行部と各政党の党首級が出席する会合の定期的な開催、各テーマ応じた国会における各種委員会委員や政党の政務調査会等に所属する議員に対するロビイング活動等を行っている。その結果、これまでも、日弁連の政策を立法に結実させる一定の成果が得られている。

また、2016（平成28）年度は、①日弁連、弁護士会連合会及び弁護士会との連携を強め、政党、国会議員、地方議会議員及び自治体首長等に対する組織的な要請活動を行う。②司法制度の利用者である国民の視点に立って、弁護士の活動領域の拡大・確保に 努める。③政治・行政の場での弁護士の様々な活動を推進する。④支部未設置地域を解消し、支部活動の一層の充実強化を図る。⑤会員拡大を推進し、議員等との交流をより活発にして、内外共に、より存在感のある組織とする。 　　⑥国政選挙に際し、実績に基づく適正な選考による推薦活動を行う。⑦広報活動を充実させる、といった活動方針を掲げて前年度から引き続き継続的に活動している。

（３）市民との連携

　　　日弁連が立法提言を行い、それを実現するための活動を行うことは、弁護士、各弁護士会、日弁連が弁護士法に定められた「国民の基本的人権の擁護と社会正義の実現」という社会的使命を実現することにその根拠を求めることができる。

かかる視点からすれば、立法作業に携わる国会議員、地方議会議員等に対するロビイング活動が必要であることにとどまらず、常に、市民の理解と協力を得ることが極めて重要である。また、その立法提言の分野についても、司法制度分野の問題に限定せず、全国民的な見地から、環境、消費者、労働、格差問題や、弁護士業務に関連する様々な幅広い問題について取り組むことが必要であるといえよう。

日弁連等が立法提言活動を行うに際しては、その目的が先述の通り社会的使命を実現することにあること、また、市民が立法実現への推進力となるという視点から状況に応じて共同して活動に取り組むことが必要とされている。

（４）法曹親和会の活動

当会においても、東弁や日弁連等の役員・理事、各種の委員会活動を通じて、従来と同様に各種の立法提言を行っていくべきことは言うまでもないが、さらに日本弁護士政治連盟の活動や市民の理解と協力を求める活動へより積極的に参加する等の対応が必要である。